

「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

①経営者に「攻めの経営」を後押しするため、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして、多様な業績連動報酬や株式報酬の導入促進を目的として改正される。

(2) 内容

- ①定期同額給与について、額面のみでなく手取額が同額である場合も対象に追加される。
- ②事前確定届出給与として、株式や新株予約権を交付することができるようになる。
- ③事前確定届出給与である譲渡制限付株式のうち、会社業績により一部没収されるものは損金算入できなくなる。
- ④業績連動給与として、株式や新株予約権を交付することができるようになる。
- ⑤業績連動給与の範囲に完全支配関係のある子会社が支給する給与も追加される。
- ⑥業績連動給与の算定指標に「株価」や「売上」が追加されるとともに、将来の時点もしくは期間の指標を用いることができるようになる。
- ⑦業績に連動する退職給与(株式交付信託を含む)は、業績連動給与の要件を満たさなければ損金算入できなくなる。

(3) 適用時期

- ①平成29年4月1日以後の決議(※1)で支給・交付される給与から適用されるもの⇒A、E、F
- ②平成29年10月1日以後の決議(※1)で支給・交付される給与から適用されるもの⇒B(※2)、C、D(※3)、G
- A. 定期同額給与について、額面のみでなく手取額が同額である場合も対象に追加される。
- B. 事前確定届出給与として、株式や新株予約権を交付することができるようになる。
- C. 事前確定届出給与である譲渡制限付株式のうち、会社業績により一部没収されるものは損金算入できなくなる。
- D. 業績連動給与として、株式や新株予約権を交付することができるようになる。
- E. 業績連動給与の範囲に完全支配関係のある子会社が支給する給与も追加される。
- F. 業績連動給与の算定指標に「株価」や「売上」が追加されるとともに、将来の時点もしくは期間の指標を用いることができるようになる。
- G. 業績に連動する退職給与(株式交付信託を含む)は、業績連動給与の要件を満たさなければ損金算入できなくなる。

(※1)決議が無い場合には支給又は交付された日

(※2)ただし、在任時交付型の株式交付信託については平成29年4月1日以後

(※3)ただし、在任時交付型の株式交付信託、パフォーマンスシェアについては平成29年4月1日以後

「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備

1. 改正のポイント

(4) 影響

①改正前は損金算入が認められていた報酬制度について、役員報酬に係る税制体系が整備されることにより損金不算入となる可能性がある。

(5) 対応策

①改正後、引き続き損金算入要件を満たすためには、報酬規程等の見直しが必要となる場合がある。
⇒例えば、業績等に連動しないストックオプション報酬で支給基準を金額で定めている場合は損金算入要件を満たさなくなる。事前確定届出給与の要件を満たすためには報酬規程等における支給水準の定め方を金額から株数に変更する必要がある。

②業績等に連動する株式報酬(業績連動給与)は、有価証券報告書等に給与算定方法の記載が必要となるため役員給与開示の許容程度により、損金不算入となる場合も考えられる。
⇒会社によっては業績評価に定性的評価を織り込んでいる場合や報酬の算定方法の開示を好まない場合がある。このような場合は、従前の報酬設計を維持し、損金不算入を受け入れることも考えられる。

(6) 実務のポイント

①損金算入要件をしっかりと確認し、株式報酬の設計や報酬規程を検討する事が重要である。

3. 改正の内容

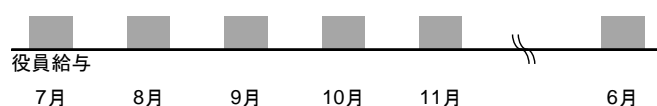
(1) 法人税法における役員給与の概要

役員給与とは、役員に対して支給する給与で、報酬・賞与・退職給与、ストックオプションなど役員としての職務執行の対価として支給されるものをいう。

改正前は、退職給与・税制非適格ストックオプションを除き、原則として、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与のいずれにも該当しないものは、損金不算入となることとされている。また該当するものであっても、不相当に高額な部分の金額については、損金不算入とされる。

①定期同額給与

その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与をいう。



<改正の概要>

- ・手取額(源泉徴収及び社会保険料等控除後の金額)が同額であるものが追加される。

②事前確定届出給与

所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、一定の届出をしたものをいう。

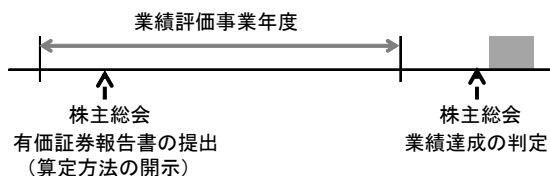


<改正の概要>

- ・「確定した数」の株式又は新株予約権を交付する給与が追加される。
- ・業績によって譲渡制限が解除される譲渡制限付株式が事前確定届出給与の範囲から除外される。

③業績連動給与

業績に関する指標を基礎として算定される給与のうち、一定の要件を満たすものをいう。



<改正の概要>

- ・算定に用いる指標の範囲が拡大される。
- ・完全支配関係のある子会社の役員も対象者に追加される。
- ・報酬の対価に株式と税制非適格ストックオプションが追加される。

④ストックオプション(あらかじめ定められた価額(行使価額)で自社株式を取得する権利)(税制適格ストックオプション除く)

改正前は上記①～③に該当しなくても、原則として権利行使の日の属する事業年度に損金算入される。



<改正の概要>

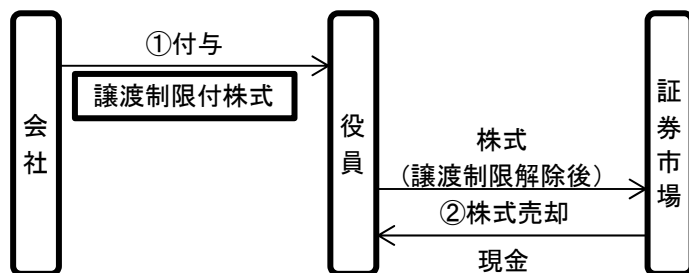
- ・事前確定届出給与又は業績連動給与の要件を満たせば損金算入が認められる。

3. 改正の内容

(2) 株式報酬の概要

①株式報酬には様々なものがあるが、主なものは以下の4つである。

(イ) 譲渡制限付株式

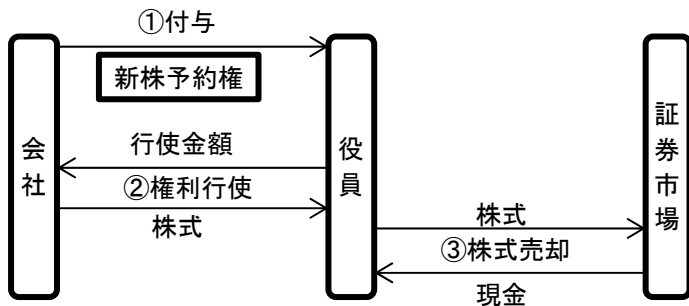


- ①会社は役員報酬として譲渡制限付株式を付与する。
- ②役員は譲渡制限解除後、証券市場で株式を売却し現金化する。

<概要>

一定期間の譲渡制限が付された株式である。
平成28年度税制改正により損金算入が認められることとなった。海外では広く普及している。

(ロ) ストックオプション



- ①会社は役員報酬としてストックオプション(新株予約権)を付与する。
- ②役員は行使条件に従い、権利行使金額を会社に支払い自社株式を取得する。
- ③役員は証券市場で株式を売却し現金化する。

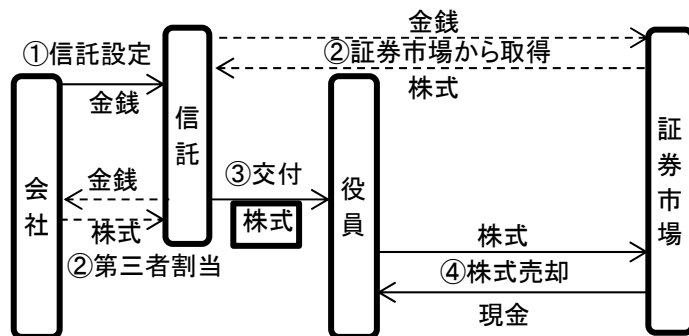
<概要>

あらかじめ定められた価額(行使価額)で自社株式を取得する権利である。ストックオプションの付与は、新株予約権を付与することによって行われる。

3. 改正の内容

(2) 株式報酬の概要

(ハ) 株式交付信託

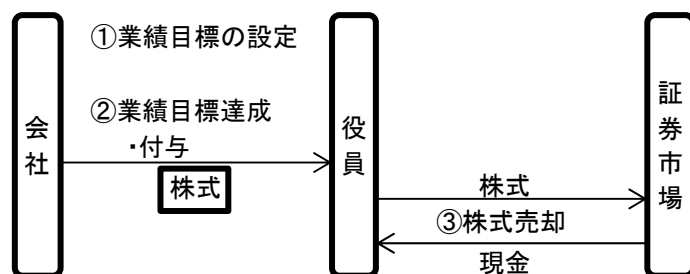


<概要>

信託を使った株式報酬である。付与されたポイントに見合う株式を交付する。会社が金銭を信託に拠出し信託が市場等から株式を取得し、ポイントに応じて一定期間後に株式を付与する。

- ① 会社は役員を受益者とした他益信託を設定し、金銭を信託する。
- ② 受託者(信託銀行)は自社株式を証券市場から購入する方法や第三者割当による方法により取得する。
- ③ 役員は株式交付規程等の定めに基づき、受託者から自社株式の交付を受ける。
- ④ 役員は証券市場で株式を売却し現金化する。

(ニ) パフォーマンスシェア



<概要>

業績目標の達成度合いに応じて株式を支給する報酬制度である。これまで損金不算入であったため、普及していなかった。本改正により損金算入が認められることとなる。

- ① 会社はパフォーマンスシェアにかかる業績目標を設定する。
- ② 業績目標達成後、会社は役員報酬として自社株式を付与する。
- ③ 役員は証券市場で株式を売却し現金化する。

3. 改正の内容

(3) 税制改正のまとめ

① 税法上の役員給与類型別にみた改正の内容

本改正により、役員給与が以下のとおり見直される。

税法上の役員給与の種類	損金算入される役員報酬	
	改正前	改正後
定期同額給与	金銭報酬 ※支給額が同額のものに限る。	金銭報酬 ※支給額が同額のものに加えて、手取額が同額であるものも認められることとなる。
事前確定届出給与	金銭報酬 譲渡制限付株式	金銭報酬 譲渡制限付株式※1(業績等の連動なし※2) 税制非適格ストックオプション※1(業績等の連動なし) 株式交付信託※1(業績等の連動なし) ※1: 確定した数の株式や新株予約権も認められることとなる。 ※2: 業績等に連動する譲渡制限付株式は事前確定届出給与から除外されることとなる。
業績連動給与	金銭報酬	金銭報酬 税制非適格ストックオプション(業績等の連動あり) 株式交付信託(業績等の連動あり) パフォーマンスシェア ※算定指標や対象法人の範囲が拡大し、複数事業年度に係る指標の使用が認められる。
退職給与	金銭報酬 株式交付信託(退任時交付型)	金銭報酬(業績の連動なし) 株式交付信託(退任時交付型・業績等の連動なし)
ストックオプション	税制非適格ストックオプション	事前確定届出給与又は利益連動給与に該当する税制非適格ストックオプションは損金算入となる。

3. 改正の内容

(3) 税制改正のまとめ

② 株式報酬種類別にみた損金算入の可否

報酬の種類		改正前	改正後
譲渡制限付株式	業績等に連動しない	事前確定届出給与に該当すれば損金算入	同左(改正なし)
	業績等に連動する	事前確定届出給与に該当すれば損金算入	損金不算入
税制非適格 ストックオプション	在任型	業績等に連動しない	損金算入
		業績等に連動する	損金算入
	退任型	業績等に連動しない	損金算入
		業績等に連動する	損金算入
株式交付信託	在任型	業績等に連動しない	損金不算入
		業績等に連動する	損金不算入
	退任型	業績等に連動しない	損金算入
		業績等に連動する	損金算入
パフォーマンスシェア		損金不算入	業績連動給与に該当すれば損金算入

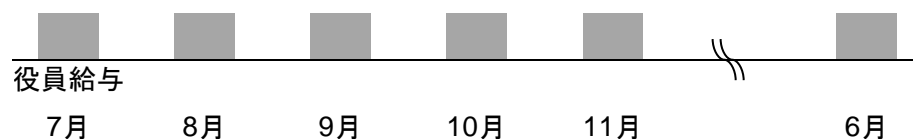
3. 改正の内容

(4) 定期同額給与の改正内容

定期同額給与の範囲に、源泉徴収及び社会保険料等控除後の金額が同額である定期給与が追加される。

① 定期同額給与とは

定期給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与をいう。
 なお、定期給与とはその支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与をいう。



② 定期同額給与の改正内容

改正前	改正後
金銭報酬のうち、支給額(額面金額)が同額であるものに限る。	源泉徴収及び社会保険料等控除後の金額が同額である定期給与を、定期同額給与の範囲に加える。

3. 改正の内容

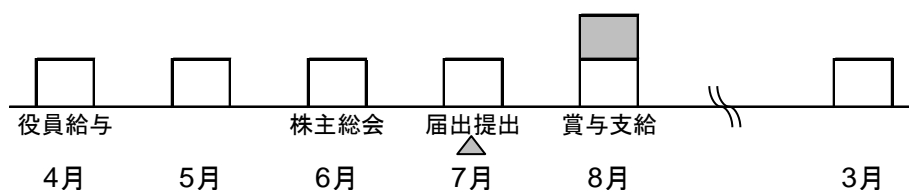
(5) 事前確定届出給与の改正内容

事前確定届出給与の範囲に、新たに業績等に連動しない税制非適格ストックオプションや株式交付信託(在任型)が追加される。また、平成28年度税制改正で導入された譲渡制限付株式のうち業績条件によって譲渡制限が解除される譲渡制限付株式は、事前確定届出給与から除外される。

① 事前確定届出給与とは

その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、届出期限までに一定の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したものをいう。

(事前届出確定給与 イメージ図)



② 事前確定届出給与の改正内容

改正前	改正後
<p>所定の時期に支給する以下の報酬である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭報酬(事前の届出必要) ・譲渡制限付株式(事前の届出不要) 	<p>所定の時期に支給する以下の報酬が追加される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権(事前の届出不要) ・株式交付信託(事前の届出必要) <p>※譲渡制限付株式のうち、事前に定めた業績目標の達成により譲渡制限が解除されるものは事前確定届出給与から除外される。</p> <p>※「確定した数」の株式や新株予約権も認められることとなる。</p>

3. 改正の内容

(6) 業績連動給与の改正内容

業績連動給与の要件について、算定指標の範囲、当該指標に係る事業年度等の見直しが行われる。また、対象会社として非同族会社との間に完全支配関係がある法人が追加されることにより役員報酬の柔軟な制度構築が可能となる。

①利益連動給与とは

利益に関する指標を基礎として算定される給与で次の要件を満たすものをいう。

<改正前の利益連動給与の要件>

対象会社	同族会社(※1)に該当しない法人(非同族会社)		改正
支給対象者	業務執行役員(※2)		
算定方法	算定に用いる指標	利益に関する指標を基礎とした客観的なもの (営業利益、当期純利益、ROE等)	改正
		その事業年度に係るもの	改正
	業績により支給する額が算定される金銭報酬		改正
	支給上限が設けられていること		
	各支給対象者の支給額が同じ算式により算出されること		
支給時期	利益に関する指標の数値が確定した後1ヶ月以内		
その他	その内容が、有価証券報告書に記載されていること等		
	その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3ヶ月を経過する日までに、報酬委員会 が決定していること等		
	損金経理をすること		

※1 同族会社とは、会社の株主等の三人以下並びにこれらと特殊関係にある個人及び法人が、その会社の発行済株式等(自己株式等を除く)の50%超を有する場合等におけるその会社をいう。

※2 業務執行役員とは、利益連動給与の算定方法についての報酬委員会による決定等の日において次に掲げる役員に該当する者をいう。

- ①取締役会設置会社:代表取締役及び取締役会の決議により業務を執行する取締役として選定されたもの。
- ②委員会設置会社:執行役
- ③①及び②に掲げる役員に準ずる役員

3. 改正の内容

(6) 利益連動給与の改正内容

②利益連動給与の改正内容

	改正前	改正後
対象会社 支給対象者	非同族会社(上場親会社など)の 業務執行役員	非同族会社との間に完全支配関係がある法人の業務執行役員も含まれることとなる。 なお、報酬委員会における決定等の手続きおよび有価証券報告書等での開示については非同族会社(親会社)で行うことが必要である。
算定に用いる 指標	利益の状況を示す指標のみ 例)営業利益、当期純利益、ROE、 ROA等	以下の指標が追加される。 ・株式の市場価格を示す指標 ・売上高の状況を示す指標 (他の指標と同時に使用することが必要である)
	その事業年度に係る業績指標 例) 平成29年3月期の連結営業利益	将来の事業年度及び将来の所定の時期又は期間が追加される。 ⇒複数事業年度に係る指標や将来の一定時点又は一定期間に係る指標が認められる。 例) ・平成29年3月期から平成32年3月期までにおける連結営業利益 ・平成30年3月31日における株価
支給する報酬	金銭報酬	以下の報酬が追加される。 ・株式を交付する給与(株式交付信託、パフォーマンスシェア) ・新株予約権 ⇒パフォーマンスシェア、および業績等により付与数又は行使できる数が決定されるストックオプション(新株予約権)などの株式報酬が追加される。

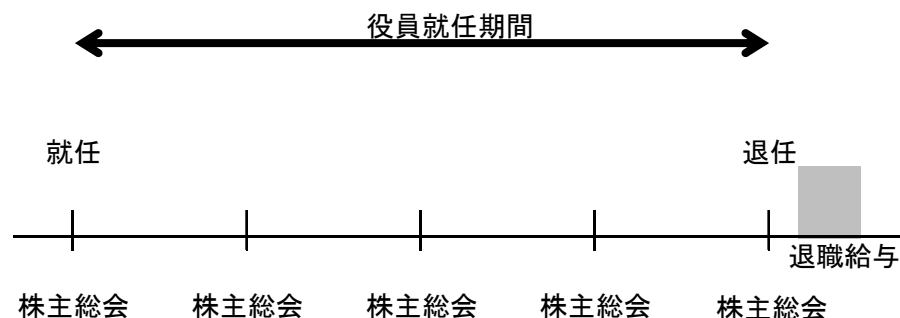
3. 改正の内容

(7) 退職給与の改正内容

利益その他の指標を基礎として算定される退職給与は、業績連動給与の損金算入要件を満たす場合に限り損金算入されることになる。

① 退職給与とは

法人が役員に支給する給与のうち退職等の事由に基づき支給されるものをいう。損金算入の判断は支給金額のうち不相当に高額な金額に該当するかどうかにより行われる。



② 改正の内容

改正前	改正後
退職を起因として支給される給与は、不相当に高額な部分を除き損金算入される。	<p>下記の要件が追加される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利益その他の指標（勤務期間及び既に支給した給与を除く）※を基礎として算定される退職給与は業績連動給与の損金算入要件を満たす場合に限り損金算入される。

※ 利益その他の指標の範囲は明らかになっていない。

3. 改正の内容

(8) 譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例についての改正内容

①費用の帰属事業年度の特例とは

譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度は、付与した事業年度ではなく、付与された個人に給与等課税事由が生じた日の属する事業年度において損金算入される。

②改正の内容

(イ) 対象となる譲渡制限付株式・新株予約権

改正前	改正後
譲渡制限付株式 ・役務提供を受けた内国法人が交付するもの ・その完全親会社が交付するもの 新株予約権 ・役務提供を受けた内国法人が交付するもの	譲渡制限付株式・新株予約権 ・役務提供を受けた内国法人が交付するもの ・その親会社が交付するもの ⇒完全親会社以外の親会社(発行済株式の50%超を直接もしくは間接に保有する法人)が交付するものが追加される。

(ロ) 譲渡制限付株式の損金算入時期

改正前	改正後
譲渡制限が解除された日の属する事業年度	譲渡制限が解除されることが確定した日の属する事業年度

(ハ) 非居住者に対して交付する譲渡制限付株式・新株予約権の損金算入の可否

改正前	改正後
給与等課税事由が生じないことから損金不算入となる。	その非居住者が居住者であったとした場合に、給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたこととして、その事業年度の損金に算入される。